

「火の用心だより」

第70号(令和2年12月)

発行：札幌市消防局予防部予防課

大掃除、住宅用火災警報器の点検を！


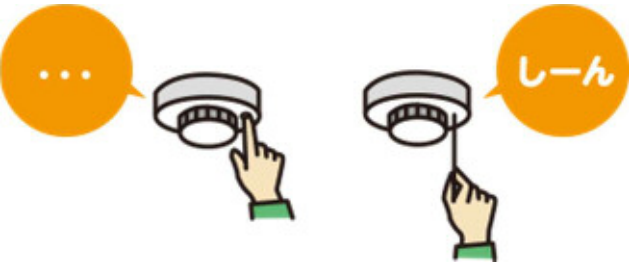
先月号に引き続き、「大掃除で火災予防」についてお知らせします。

大掃除・・・火災危険のある場所だけではなく、「大切な機器」の点検もお願いします。大切な機器とは、住宅用火災警報器です。天井を見上げると、掃除を待っている照明器具と、点検を待っている住宅用火災警報器があるはずです！

住宅用火災警報器は、火災をいち早く知らせてくれます。しかし、電池切れや故障している場合、火災が起きても警報が鳴ることはありません。

点検ボタン（ひも）を押して（引っ張って）みましょう。何も反応がなければ、電池切れや故障の可能性があります！大掃除は火災予防にもつながります！

●点検の方法

正常な場合	電池切れ、故障の場合
ボタンを押すと、 ひもをひくと	ボタンを押すと、 ひもをひくと
	
	※詳しくは、取扱説明書等を確認しましょう。

●交換の目安

住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめしています。電池切れだけでなく、内部のセンサー等の寿命により火災を感知しなくなる可能性があるからです。

交換を検討している場合、「連動型住宅用火災警報器」がおすすめです。連動型は、離れた部屋で火災を感知した場合でも、家中すべての警報器が鳴るので、家の中にいる全員に火災を知らせることができ、早期に避難を開始できます。

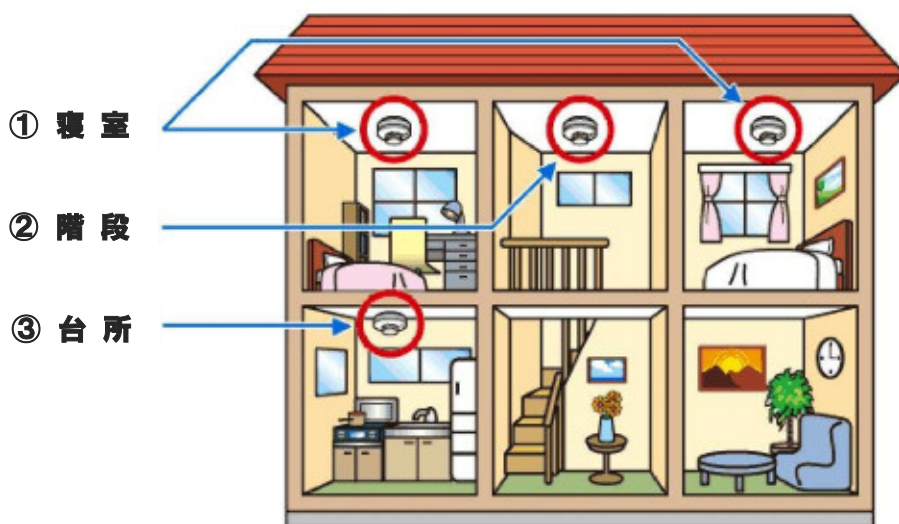


正しい設置場所は？住宅用火災警報器

令和2年4月に行った調査では、札幌市における住宅用火災警報器の設置率は、88.8%でした。多くのご家庭に設置されていることがわかります。

さらに、条例どおり正しく設置されている割合は、63.8%となっており、住宅用火災警報器がついていても、つけなければならないすべての場所についていないご家庭があることがわかりました。

では、住宅用火災警報器は、どこに設置すれば良いのでしょうか。



① 寝室

日常的に寝るために使用している部屋です。主寝室のほか、子供部屋なども含まれます。

② 階段

寝室のある階の階段に設置が必要です。

③ 台所

家の中で、一番火を使うことが多い場所です。

※ 廊下

寝室がない階で、その階に5部屋以上ある場合は、廊下にも設置が必要です。

👉 詳しくはお近くの消防署へお問合せください。

市民が主役の火災予防

- ① 火災予防行事・活動に参加しましょう
- ② 火災予防の知識・行動要領を身につけましょう
- ③ 消火器などの防災機器を備えましょう
- ④ 防災品を使用しましょう
- ⑤ 放火されない環境をつくりましょう
- ⑥ 火災から高齢の方などを守りましょう

発行：札幌市消防局予防部予防課

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目

☎011-215-2040

SAPPORO

